

教育用コンピュータ機器仕様書

1 入札金額

- (1) 既設機器の撤去、機器の搬入・設置、システム設定、研修、初年度の保守等を含め、本仕様に要する一切の費用を入札金額に含むものとする。
- (2) コンピュータ教室内LAN配線接続工事、機器電源配線接続工事等の本仕様に要する一切の費用を入札金額に含むものとする。

2 納入期限

- (1) 設定及び装置の搬入作業の完了期限は次のとおりとする。
平成24年9月14日（金）
- (2) 研修等
平成24年10月1日（月）に確実に使用できる態勢を整えること。従って、導入研修は9月28日（金）までに終了すること。
- (3) 予定表

契約締結後、速やかに次のアからオまでの予定表を作成し、発注者に提出すること。

ア コンピュータ教室内LAN配線接続工事

イ データ消去

ウ 機器撤去

エ 搬入据付

オ 研修

3 条件

(1) ハードウェア関連

国内で企業向けに市販されている機器であり、「別紙」以上の条件を満たす製品とする。

ア パソコン本体及びサーバは、NEC、富士通、東芝、パナソニック、ソニー、日立に限定する。

イ パソコン本体は国際エネルギースタープログラムの基準を満たし、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」で定められた判断基準を満たすなど、リサイクル等の環境にも配慮した製品を採用すること。

ウ 電磁妨害波規格VCCI（情報処理装置等電磁障害自主規制協議会）に適合していること。

エ ソフトウェアの導入及び機器設定が済んだ状態で納入すること。

- オ 据付配線調整をすること。
- カ 地震に備えてハードウェアを転倒転落防止のため机に固定すること。
- キ 据付時には、備品管理ラベルを作成し貼ること。
- ク パソコンについては、デスクトップ型とする。

(2) コンピュータ教室内LAN配線関連

- ア 先生用コンピュータ・生徒用コンピュータ・インターネット接続機器・ファイルサーバ・カラーレーザプリンタ等LANに必要な通信及び電源ケーブル敷設及び端末処理を行うこと。但し、通信ケーブルは100BASE-TX(Cat5e)を使用し、ラックHUBからスター結線すること。
- イ 通路及び衝撃を受ける恐れのある露出分配線工事については、ワイヤープロテクターなどで保護すること。
- ウ ケーブルの両端に接続先を記入したラベルを取り付けること。
- エ 電源容量やコンセント数が不足し電圧不安定の場合は、最寄の配電ブレーカーから回路を増設すること。
- オ 各配管配線等は、国土交通省官房官庁営繕部監修「電気工事共通仕様書」等に準拠して工事を行うこと。
- カ 装置・機器の据付及び配線終了後は、動作・機能・性能に係る試験を行い、完成図書として発注者に提出すること。

(3) ソフトウェア関連

- パソコンに搭載するソフトウェア(OS)の仕様は、「別紙」による。
- ア 導入するソフトウェアについては、必要台数分のライセンスを含むこと。
- イ 指定のない限り、最新バージョンを使用すること。
- ウ 各ソフトウェアは、コンピュータにインストールし設定を行うこと。
- エ 発注者が別途用意するソフトをインストールすること。(教材ソフト、ウイルスバスター等を予定)
- オ 周辺機器のユーティリティソフトにより指定ソフトウェアに不具合が生じた場合は、システムに対応したものに交換すること。
- カ ソフトウェア設定内容については教育委員会の指示にて行うこと。

(4) 設定

- ア TCP/IPなど、ネットワークに関しては発注者の指定する端末設定を行うこと。
- イ 設定内容については発注者の指示にて行うこと。

(5) 保守

- ア 納入後1年間は、受注者の責任において無償で保守を行うものとする。ま

た、保守サポートは迅速に行うものとする。

イ 故障時の対応は速やかに行うこと。復旧に時間がかかる場合には、納入後1年間は受注者の代替機器で対応するものとする。

(6) 基本システムのバックアップ

ア 各1台分のシステム基本設定後の状態をバックアップすること。(ライセンス購入の際は、指示がない限り発注者にインストールメディアとバックアップCDを1組ずつ用意すること。)

イ 各ソフトウェアライセンスの権利に抵触しないように作業すること。

(7) 納品一覧の作成

納入後は納入機器一覧(製品名やライセンス番号等)を作成し提出すること。

(8) 撤去費用

ア 現在あるコンピュータ教室の機器を、発注者の指定方法でデータ消去し、証明書を提出すること。

イ 各小学校から搬出した機器は再資源化を優先とするが、止むを得ない場合は、県知事等が許可する産業廃棄物処分場へ搬入すること。また、搬出及び処理については、マニフェストシステムを実施するものとする。

4 注意事項

(1) 保守及び設定内容については、発注者の指示にて行うこと。

(2) 本契約について、納品検査を完了した日から1年以内で、かつ善良なる管理者の注意義務のもとにおいて発生した機器及びシステムの故障は、次の除外物品を除いて全て受注者の負担において修理、復旧するものとする。

除外物品：マウスパッド、ヘッドセット、OAタップ、インク、トナー

(3) 機器の設置については、指定する場所に設置し各機器及び電源等の接続を行うものとする。

(4) 機器の搬入、設置及びシステム設定等の際には、児童等の安全管理を十分学校と協議し、事故のないよう注意すること。

(5) 設置・調整作業の際生ずるゴミについては、責任をもって受注者が片付け、持ち帰ること。

担 当 教育委員会総務課庶務係

電 話 0566-71-2253

F A X 0566-77-0001